

予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、精華町が発注する建設工事及び除草、剪定その他建設工事に関する業務（以下「建設工事等」という。）において、予定価格の事後公表（入札実施後の公表）を試行するに当たり、対象工事、予定価格の公表の時期その他必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 予定価格の事後公表を試行する建設工事等は、その予定価格が5,000万円以上のものから選定する。

(予定価格の公表の時期等)

第3条 予定価格の公表の時期は、入札締切日の翌日（休日等を除く。）とする。

2 入札者には、入札締切後直ちに、予定価格を通知する。

(再度入札)

第4条 予定価格の事後公表を行うものについては、再度入札は行わない。

(再度公告をする場合の措置)

第5条 予定価格の事後公表を行った建設工事等が不調又は不落となり再度公告する場合は、予定価格を事前公表することができる。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、精華町契約規則、精華町工事等競争入札心得、対象工事の入札公告等、その他関連する例規等の定めるところによる。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。